

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼保連携型認定こども園又は専修学校(高等課程に係るものに限る。)」に改める。

第十五条第一項第八号中「学校及び」を「学校、」に改め、「という。」の下に「及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。)」を加える。

附則第八条第一項を次のように改める。

センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四十一条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。)

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が保育所に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業(次号において「特定保育事業」という。)を行う施設

五 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項、第十項又は第十二項に規定する業務を目的とする施設(次号の施設を除く。)であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が特定保育事業を行う施設に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするもの

附則第八条第三項中「学校の設置者」を「学校」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附則
この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八号） 新旧対照表

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一七 略</p> | <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一七 略</p> |

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九・十 略

2 略

附 則

（保育所等の災害共済給付）

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一 保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。）

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九・十 略

2 略

附 則

（保育所等の災害共済給付）

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等（保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とす

二 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が保育所に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業（次号において「特定保育事業」という。）を行う施設

五 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項、第十項又は第十二項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が特定保育事業を行う施設に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五

るものをいう。）及び特定保育事業（同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下における同法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第六
条の三第十二項に規定する業務を目的とするもの

2
略

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一
条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用について
は、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項
各号に掲げる施設」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは
「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第
十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

2
略

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一
条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用について
は、第三十一条第一項中「学校の設置者」とあるのは「附則第八
条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保
育事業を行う者」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附
則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五
条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。